

飯舘村における計画的避難区域の見直しについて

平成24年6月15日

原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、飯舘村において設定された計画的避難区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定)に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。
 - (1) 村内の計画的避難区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
 - (2) 区域運用等に関する説明・周知等必要な準備期間を考慮し、上記見直しは、平成24年7月17日午前0時に行う。
2. 本決定を踏まえ、飯舘村長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上